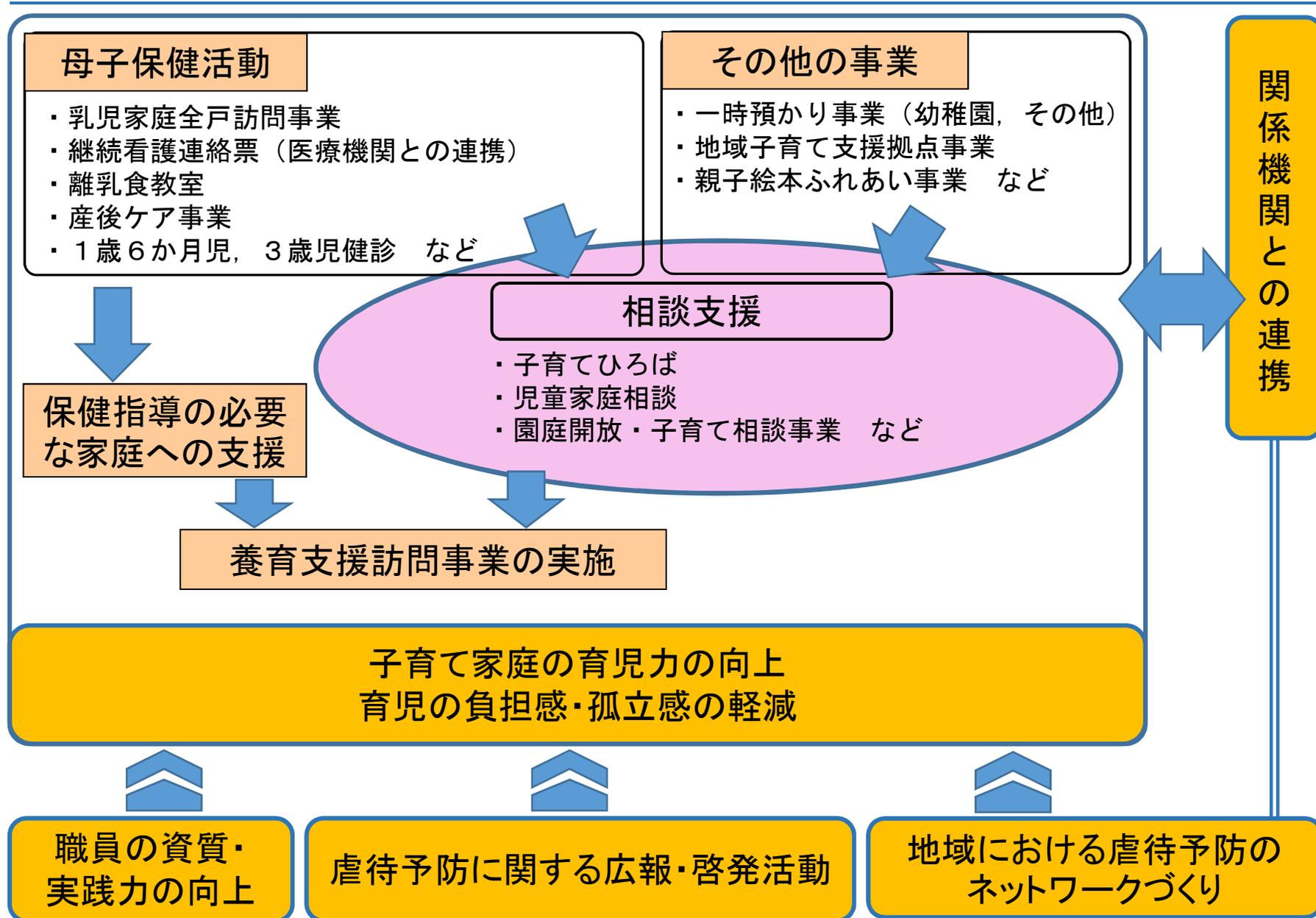


重点施策

④ 児童虐待の発生予防

児童虐待の発生予防



○児童虐待の発生予防

① 児童家庭相談

高知市子ども家庭支援センターでは、児童虐待に関する相談だけでなく、子どもに関する各種の相談を幅広く受け付けている。また、児童虐待の未然防止や早期発見にも積極的に取り組んでいる。

◆相談件数(福祉行政報告例による)

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|------|------|------|------|------|
| 養護相談 | 515 | 525 | 526 | 486 |
| 保健相談 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 障害相談 | 1 | 0 | 3 | 0 |
| 非行相談 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| 育成相談 | 21 | 14 | 10 | 17 |

○児童虐待の発生予防

② 児童虐待予防推進事業

- ・オレンジリボンキャンペーンへの参加・協力
(平成29年10月28日:たすきウォーク開催)

- ・広報紙『あかるいまち』による広報・啓発

○児童虐待の発生予防

③ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- ・児童相談所や外部の専門機関(子どもの虹情報研修センター, 兵庫県こころのケアセンターなど)による研修への参加

- ・地域ネットワーク構成員の専門性の向上や連携強化のための研修等の実施
(平成29年度児童虐待予防研修:3地区 他)

- ・児童虐待予防講演会の開催
(平成29年11月19日:参加者50人)

○児童虐待の発生予防

④ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うもので、乳児院等を運営する社会福祉法人に事業を委託して実施している。

◆訪問支援実績(件数)

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|------|------|------|------|
| 専門的相談支援 | 176 | 445 | 312 | 226 |
| 育児家事援助 | 311 | 159 | 347 | 304 |

まとめと今後の課題

- 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させるため、保健・医療・福祉など関係機関によるネットワーク機能の強化と専門性の向上を図ることが重要である。
- 関係機関と連携しながら、保護者からのニーズ・相談への適切な対応や養育へのサポートを行い、子育て家庭が孤立化しないよう支援を図り、児童虐待の防止に努める。
- 講演会・研修等の実施や定期的な広報活動により、子どもに関わりのある機関や団体及び地域住民等における児童虐待防止への取組促進や意識の向上を図ることが重要である。

○高知市における児童虐待の現状(参考)

1ー①虐待相談(通告)・認定対応件数

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|------------|------|------|------|------|
| 虐待相談(受付)件数 | 154 | 197 | 218 | 177 |
| 虐待認定対応件数 | 87 | 119 | 124 | 125 |

1ー②虐待種類別件数

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-------|------|------|------|------|
| 身体的虐待 | 28 | 34 | 62 | 36 |
| 心理的虐待 | 30 | 55 | 49 | 67 |
| ネグレクト | 29 | 29 | 13 | 20 |
| 性的虐待 | 0 | 1 | 0 | 2 |

○高知市における児童虐待の現状(参考)

1－③被虐待児年齢別件数

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|------|------|------|------|
| 0～3歳未満 | 7 | 24 | 26 | 35 |
| 3歳～学齢前 | 36 | 29 | 40 | 27 |
| 小学生 | 31 | 43 | 49 | 44 |
| 中学生 | 11 | 16 | 4 | 12 |
| 高校生・その他 | 2 | 7 | 5 | 7 |

1－④虐待者別件数

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------|------|------|------|------|
| 実父 | 26 | 38 | 51 | 50 |
| 実父以外の父親 | 3 | 3 | 9 | 4 |
| 実母 | 49 | 66 | 54 | 57 |
| 実母以外の母親 | 1 | 5 | 1 | 1 |
| その他 | 8 | 7 | 9 | 13 |

重点施策

⑤ 障害児支援の充実

- 発達障害児の早期発見・早期療育支援体制
- 新生児聴覚検査事業
- 在宅障害児の支援体制の推進
- サポートファイルの活用推進

子ども育成課

○ 早期発見・早期療育支援体制(平成28年度実績)

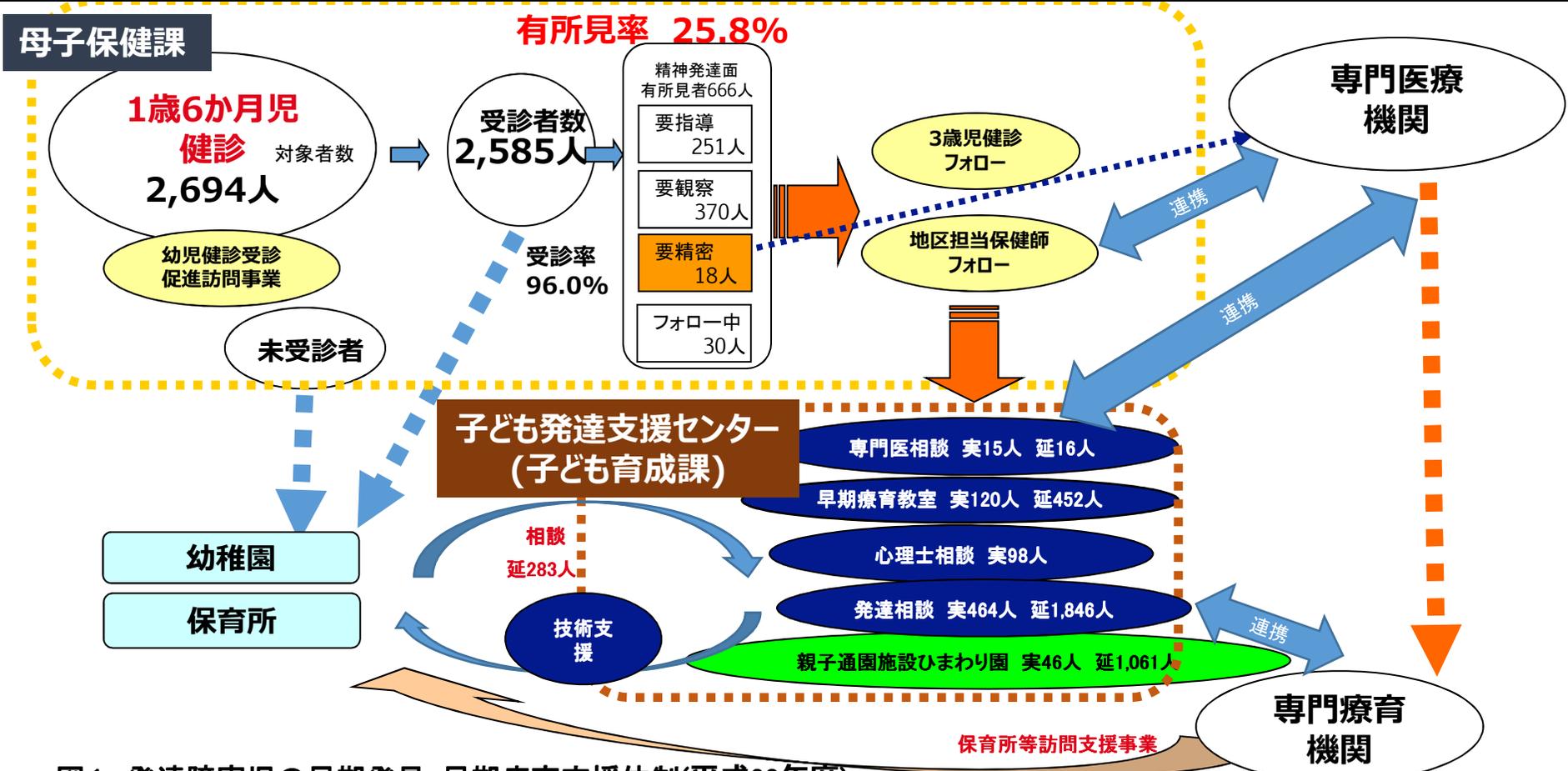
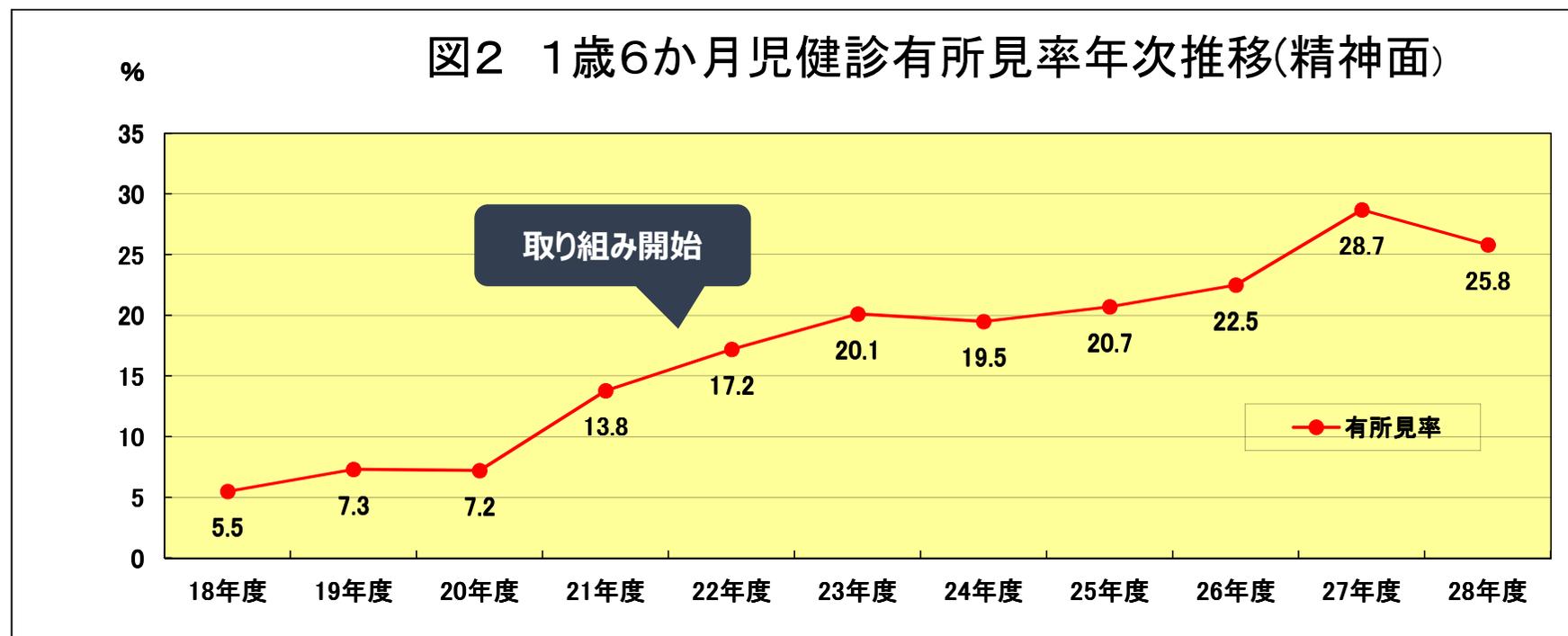


図1 発達障害児の早期発見・早期療育支援体制(平成28年度)

○ 早期発見・早期療育支援体制(母子保健課)

1歳6か月健診における早期発見への取り組み

※平成22年度までは1歳10ヶ月健診



○ 早期発見・早期療育支援体制(子ども発達支援センター)

児の特性を受止めるということ...

受容へ向かう過程・表出の仕方・受容するまでの時間は人それぞれです

1 否認・拒否



2 哀しみ・怒り・不安



3 原因究明と取引(訓練)



4 抑うつ



5 受容



➡ 保護者の気持ちに寄り添う支援を大切に～

○健診フォローで子ども発達支援センターに相談がきたケースは全数家庭訪問を実施し、保護者の気持ちを傾聴し、子育ての相談に応じている。

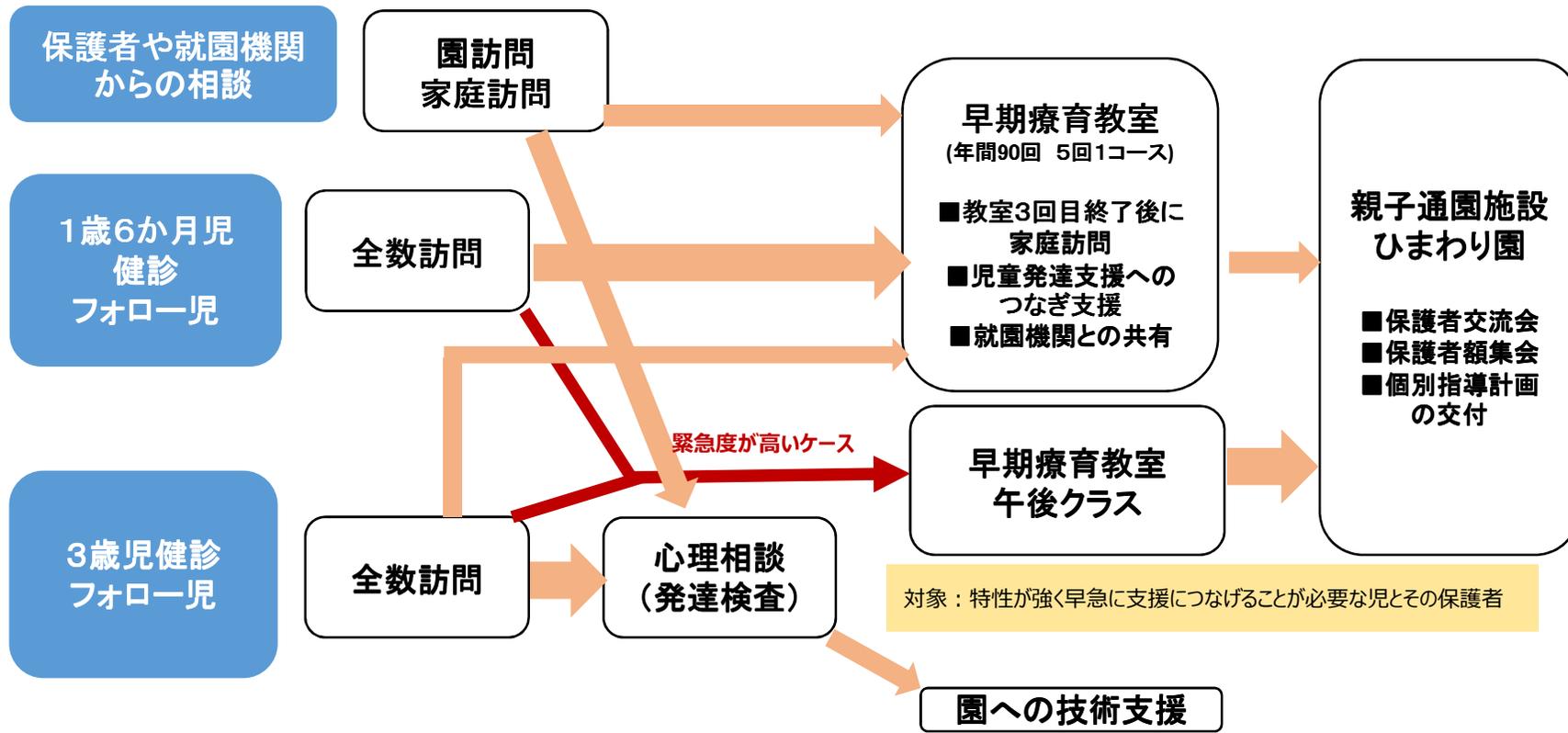
○早期療育教室では、全5回コースの3回目終了後に再度家庭訪問を実施し、個別指導計画を交付

○就園している児童については、教室利用前に園訪問を実施し、園での様子を保護者と共有

○保護者の了解を得られたケースは、就園機関と個別指導計画を共有

○保護者の様子により、心理士相談、専門医師相談、親子通園ひまわり園等を組み合わせながら対応

○ 早期発見・早期療育支援体制(子ども発達支援センター)



○ 新生児聴覚検査事業(母子保健課)



子どもの聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な措置が講じられるようにすることを目的に実施する。

平成28年5月～実施

実施概要

初回検査および初回検査で要再検査となった場合の再検査を、高知県内の産科医療機関(15施設)に委託して実施

初回検査:原則として出生後2日～4日までの間に自動聴性脳幹反応(AABR)による検査
再検査:初回検査で要再検査となった場合は、初回検査を実施した医療機関で再度検査する。

公費負担

高知市
出生数
約2,700人/年

再検査になる割合
(受診児の1-2%)
50人程度

要精密検査になる割合
(受診児の0.5%)
10人前後

公費負担で実施することで、新生児全数が検査を受ける環境が整い、精密検査未受診を防ぎ、難聴が発見された場合の支援体制を整えることができる。

難聴と診断された場合は療育福祉センターに紹介

再検査で要精密検査となった場合は、高知大学医学部附属病院耳鼻咽喉科で精密検査を実施する。

難聴と診断されるのは5人程度

難聴と診断された場合は、医療機関、療育機関等と連携をとり、必要な支援を行っていく。

精密検査が必要になった場合には、直ちに市町村保健師に連絡届くようなしくみをつくり、大きなショックを受けている保護者に寄り添い、かならず精密検査につながるよう支援していく。

乳児期以降にきこえが悪くなる場合もあるので、乳幼児健診の受診の必要性の啓発や、保護者が心配なときには相談に対応していく。

実績(H28.5月～H29.3月) 受診者数:2,203人 再検査:50人 要精密検査:10人

フォローの状況 地区担当保健師が継続的に対応し、療育につながるよう支援している。

○ 在宅障害児の支援体制の推進(親子通園ひまわり園)

○子ども発達支援センター機能強化

○親子通園施設ひまわり園

親子通園施設ひまわり園における 心身障害児クラス「ゆったりっこ」新設(H27.4～)

■目的

発達課題に応じたプログラムを設定することにより効果的な発達支援を行う

保護者同士の交流を図りながら、心情面のサポートを行う

■対象と年齢

心身障害をもつ児とその保護者
乳児期から参加可能

■実施頻度

月3～4回

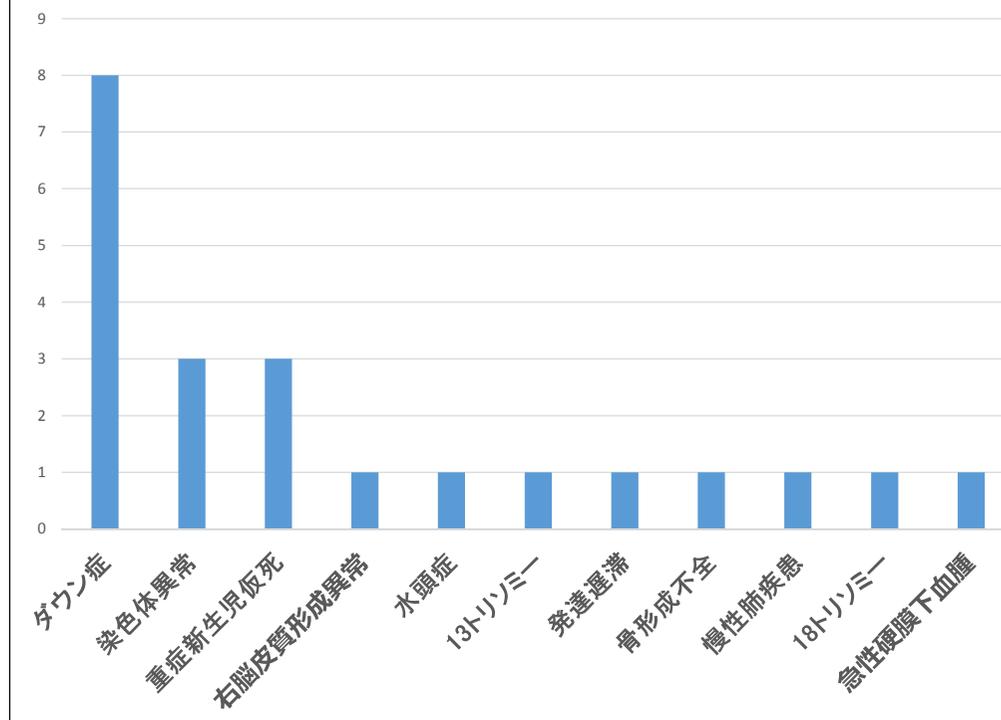
■スタッフ

保育士・保健師・理学療法士

■定員

1クラス8～10名程度

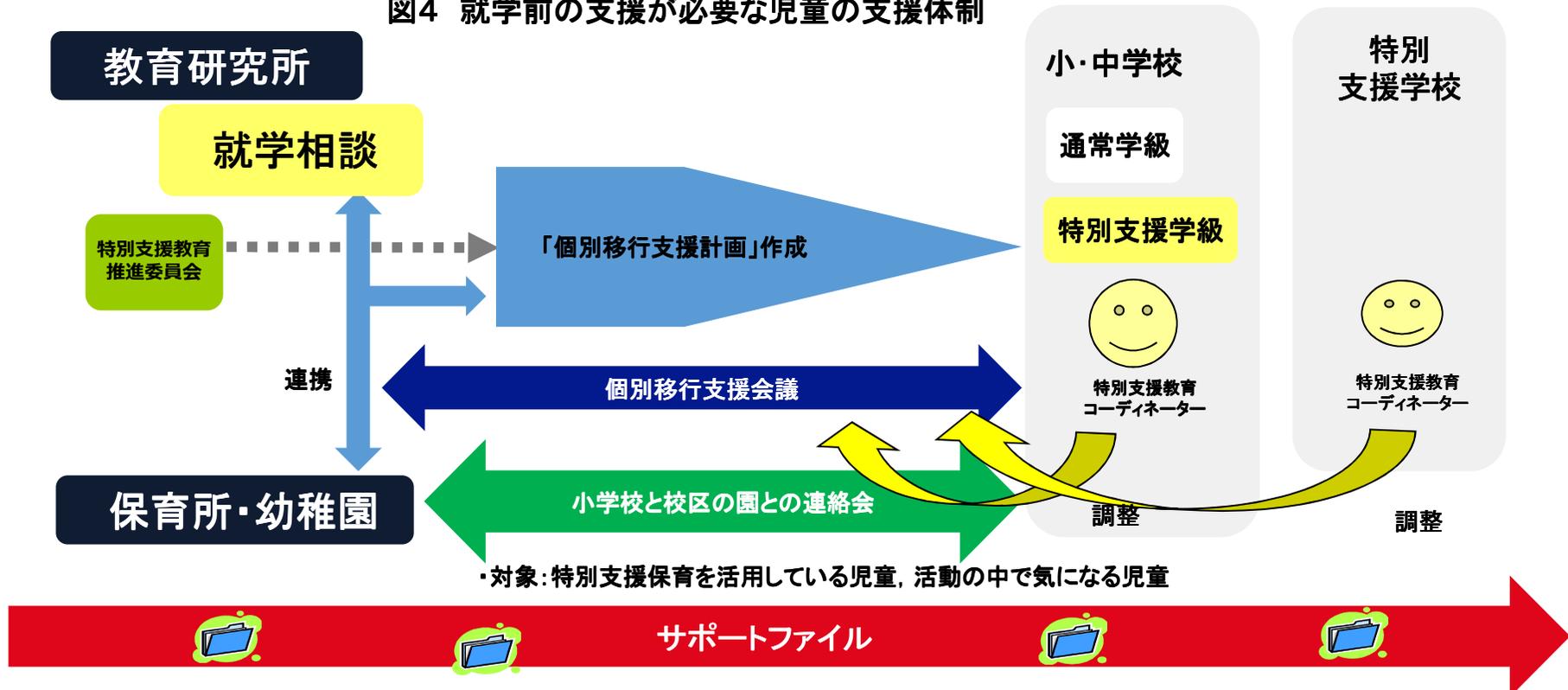
参加児童の主な診断名(登録児 H28年度22名)



■平成29年10月現在の登録児...11名

○ サポートファイルを効果的に活かした関係機関との連携(関係各課)

図4 就学前の支援が必要な児童の支援体制



【参考】年長児のサポートファイル所持率
 ※H23年度は障害児ニーズ調査, H25年度以降は就学相談時の所持率

| H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 32% | 55% | 41.6% | 48.7% | 50.7% | 55.9% |

今後の方向性

- 1 高知市子ども発達支援センターの設置(平成22年4月)により, 発達障害児の早期発見・早期療育の体制を整えてきました。今後はさらに内容の充実を図ります。
- 2 在宅障害児の支援体制の推進として, 平成27年度から実施している「ゆったりっこクラス」は, 早期支援の場となっており, 今後も関係機関と連携し, 内容の充実を図ります。
- 3 障害児への切れ目のない一貫した支援を実現するためのツールとして作成した「サポートファイル」の所持率は徐々に増加しており, 今後も引き続き活用推進の取り組みを進めていきます。

重点施策

⑤ 障害児支援の充実

- 相談支援体制
- 小学校就学前の子どもに対する早期支援
- 放課後や休日・長期休業への支援
- 卒業後に向けた支援

障がい福祉課

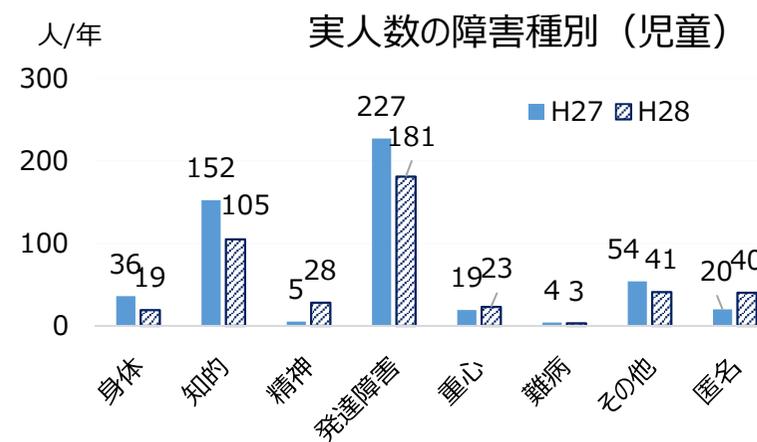
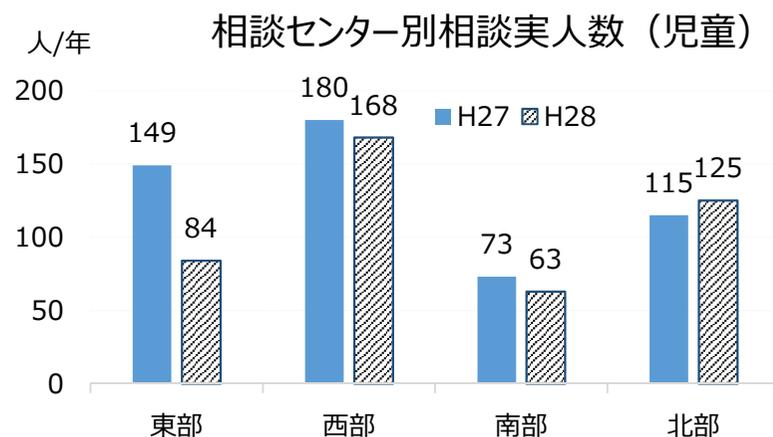
○ 相談支援体制について

障害者相談センター(委託)

東西南北の4地域に障害者相談センターを設置し、障害のある方や障害のある子どもの生活やサービスの利用等に関する総合的な相談窓口です。

●年間相談実人数(児童)

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-----------|--------|--------|
| 相談実人数(児童) | 517人 | 440人 |



○ 相談支援体制について

指定障害児相談支援事業所，指定特定相談支援事業所

障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用申請をする場合，利用計画書の提出が必要です。
指定相談支援事業所の相談支援専門員が，障害のある子どもの心身の状況や環境，また保護者の意向などを考慮して利用計画を作成するとともに，サービス提供事業所などとの連絡・調整や，一定期間ごとに利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行い，必要に応じて見直しを行うなどの援助を行います。

●指定相談支援事業所数

| | H27年度末 | H28年度末 | H29年9月末 |
|--------------|--------|--------|---------|
| 指定特定相談支援事業所 | 29 箇所 | 31 箇所 | 33 箇所 |
| 指定障害児相談支援事業所 | 18 箇所 | 21 箇所 | 22 箇所 |

●平成29年9月末時点での障害児通所支援決定者の利用計画作成率

| 決定者数 | 計画作成済人数 | 左記の内セルフプラン | 計画作成率 |
|-------|---------|------------|-------|
| 730 人 | 730 人 | 115 人 | 100% |

- 障害者相談センターの相談員や指定相談支援事業所の相談支援専門員の専門性を高めるため，1～2ヶ月に1回勉強会を開催し，事例検討を行うとともに全体研修も実施しました。

参考：障害児通所支援の事業所数及び利用状況等

●障害児通所支援 事業所数

| 事業所数 | H27年度末時点 | H28年度末時点 | H29年度9月末時点 |
|---------------|----------|----------|------------|
| 児童発達支援事業所 | 17 箇所 | 16 箇所 | 18 箇所 |
| 医療型児童発達支援事業所 | 1 箇所 | 1 箇所 | 1 箇所 |
| 保育所等訪問支援事業所 | 4 箇所 | 5 箇所 | 5 箇所 |
| 放課後等デイサービス事業所 | 30 箇所 | 36 箇所 | 44 箇所 |

●障害児通所支援 実決定者数及び実利用者数 ※()内の数字が実利用者数

| 事業所数 | H27年度 | H28年度 | H29年度(4月～9月) |
|------------|-------------|-------------|--------------|
| 児童発達支援 | 265人 (236人) | 266人 (244人) | 218人 (204人) |
| 医療型児童発達支援 | 16人 (11人) | 11人 (9人) | 8人 (6人) |
| 保育所等訪問支援 | 71人 (28人) | 104人 (53人) | 89人 (46人) |
| 放課後等デイサービス | 446人 (337人) | 460人 (397人) | 521人 (471人) |

○小学校就学前の子どもに対する早期支援

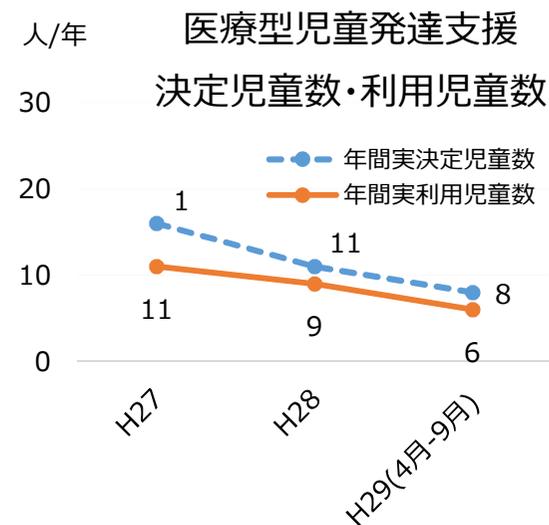
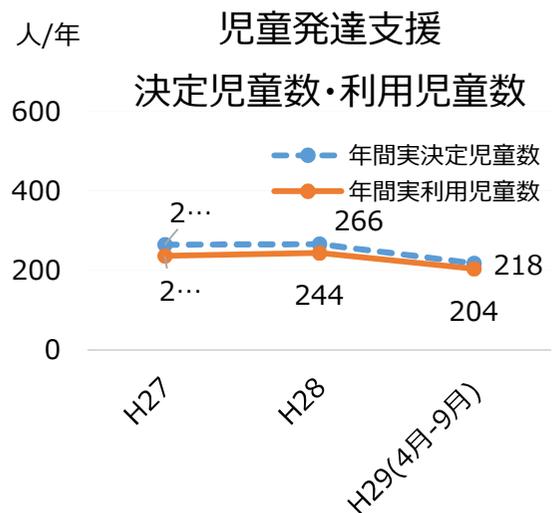
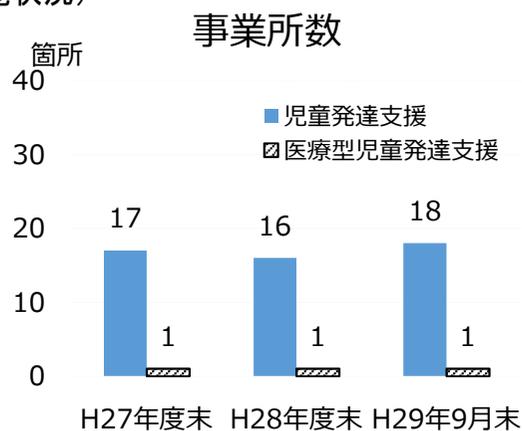
児童発達支援事業

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児が対象です。日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。

医療型児童発達支援事業

未就学児であることに加え、肢体不自由(上肢, 下肢又は体幹の機能障害)があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下において支援が必要と認められる障害児が対象です。上記の児童発達支援及び治療を行います。

(実施状況)

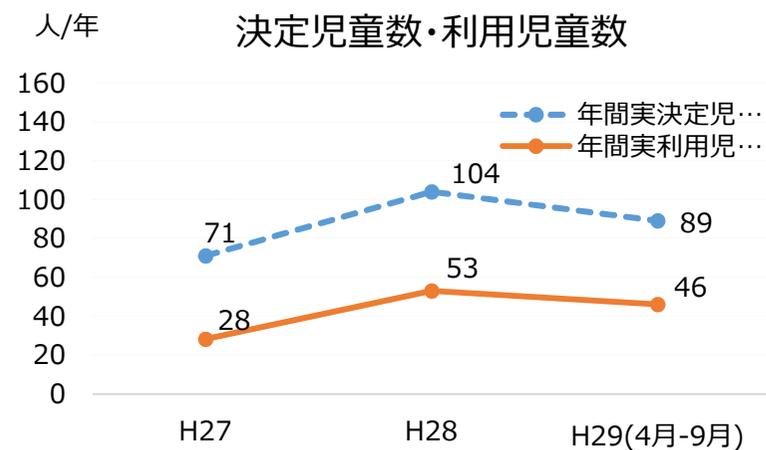
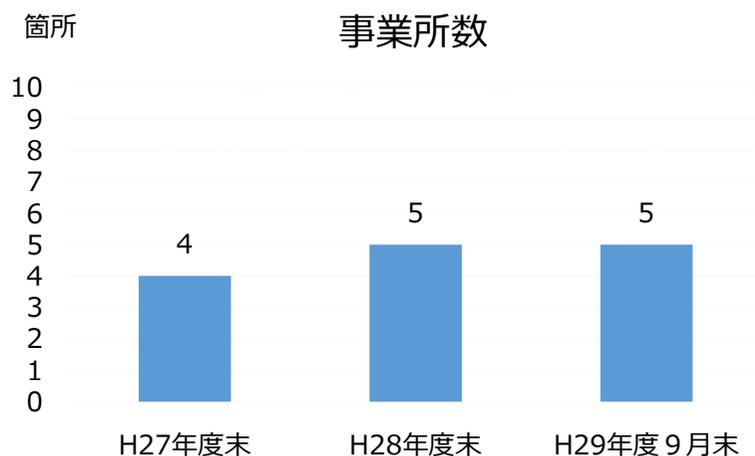


○小学校就学前の子どもに対する早期支援

保育所等訪問支援事業

保育所や幼稚園、小学校に在籍している障害のある児童に対し、当該施設に保育所等訪問支援事業所の職員が訪問し、集団生活に適應するための支援やその必要な支援を行います。

(実施状況)

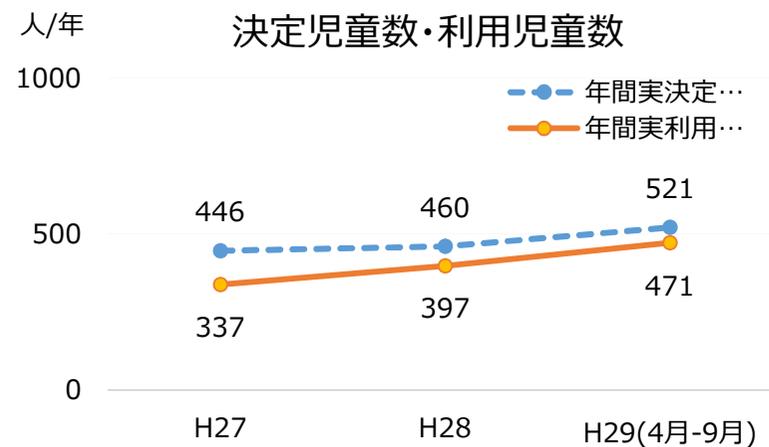
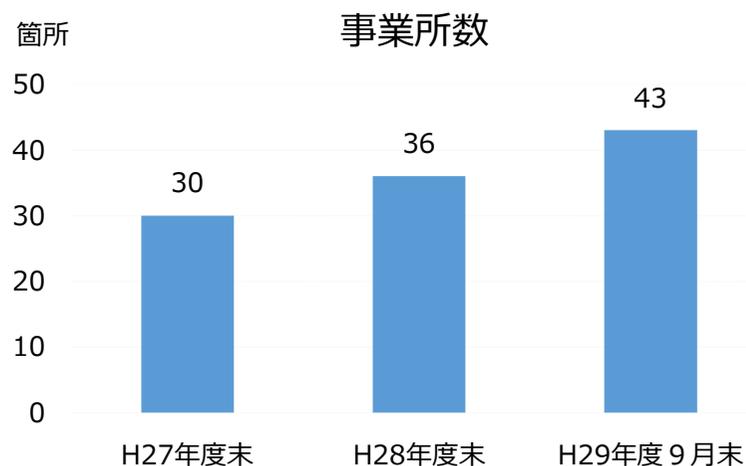


○放課後や長期休暇への支援

放課後デイサービス事業

授業の終了後、又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行います。

(実施状況)



○放課後や長期休暇への支援

障害児長期休暇支援事業

特別支援学校の長期休暇中に、スポーツや創作活動等の文化的活動・日常生活動作の援助を行うことにより、障害児やその保護者の地域生活を支援します。

(実施状況)

| | H27年度 (7/22～8/27) | H28年度 (7/21～8/29) | H29年度 (7/25～8/29) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 高知市立特別支援学校 | 16人(延273人) | 3人(延 61人) | 3人(延 41人) |
| 高知大附属特別支援学校 | 5人(延 89人) | 7人(延108人) | 9人(延110人) |

○ 卒業後に向けた支援

進路相談会

特別支援学校進路相談会にて児童・生徒の情報共有や進路に向けた検討を行っています。

| | | |
|------------|-------|-----------|
| 進路相談会等参加回数 | H28年度 | 16回 |
| | H29年度 | 7回(9月末現在) |

就労アセスメント

卒業後に就労継続支援B型事業の利用を検討する特別支援学校高等部2年生を対象に就労アセスメントを実施し、その評価について本人、保護者、学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所とともに確認を行っています。

就労アセスメントに用いるアセスメントシートが平成28年度末に県内統一のものが作成され、今年度より活用しています。

※就労継続支援B型とは、企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上や維持を図るための訓練を行うサービスです。

※就労アセスメントとは、障害のある方の就労について、専門性のある就労移行支援事業所の職員が、本人の就労に関する作業能力などを観察し就労能力を評価します。

○ まとめと今後の課題

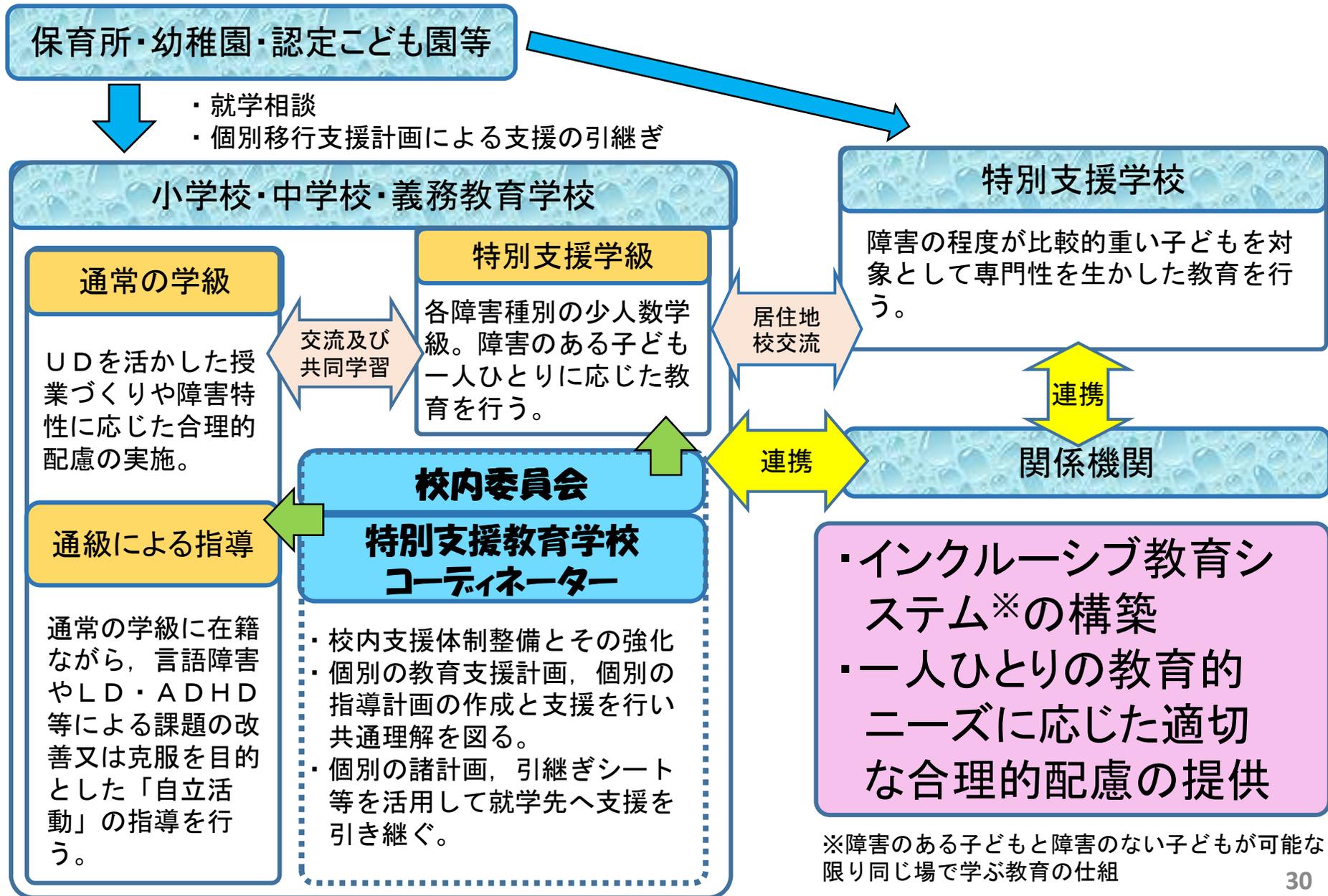
- サービスを利用するにあたっての障害児支援利用計画の作成体制は一定整ってきましたが、子どもの多様なニーズや生活状況に沿った生活支援を行うため、相談支援専門員の質の向上が課題です。
また、地域の身近な相談機関である障害者相談センターや障害福祉サービスの周知をさまざまな機会を通じて引き続き行っていきます。
- 放課後や長期休暇を支援する放課後等デイサービス事業所は増加傾向にあり、平成28年度中には6事業所、平成29年度においては、9月末時点で新たに7事業所増え、利用児童も増加しています。
事業所は一定確保されましたが、それぞれの子どもの障害特性や発達に沿った支援が必要であり、事業所職員のスキルアップを関係機関と連携し、取り組んでいきます。
- 卒業後に向けて保護者や関係機関とともに生活や進路の相談会へ参加しています。就労アセスメントを特別支援学校や就労支援事業所と連携して実施していくとともに、支援が途切れることなく次の機関へつながるよう支援を行っていきます。

重点施策

⑤ 障害児支援の充実

- ・ 特別支援教育の充実

特別支援教育の充実



○特別支援教育の充実

特別な教育的な支援を受けている子どもたちの推移 (各年度 5月1日現在)

高知特別支援学校の児童生徒数・学級数推移

(対象：知的障害)

| | 児童生徒数(人数) | | | | | | 学級数 |
|-----|-----------|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| | 幼稚部 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 訪問 | 計 | |
| 26年 | — | 40 | 49 | 58 | 5 | 152 | 32 |
| 27年 | — | 42 | 37 | 68 | 3 | 150 | 33 |
| 28年 | — | 36 | 35 | 67 | 3 | 141 | 32 |
| 29年 | — | 37 | 33 | 79 | 2 | 151 | 34 |

特別支援学級の児童生徒数・学級数推移

| | 小学校等 | | | 中学校等 | | |
|-----|--------|--------|-----|--------|--------|-----|
| | 設置数(校) | 児童数(人) | 学級数 | 設置数(校) | 生徒数(人) | 学級数 |
| 26年 | 39 | 378 | 125 | 18 | 122 | 49 |
| 27年 | 40 | 431 | 127 | 19 | 143 | 47 |
| 28年 | 40 | 434 | 123 | 19 | 164 | 51 |
| 29年 | 40 | 483 | 129 | 18 | 174 | 51 |

通級による指導を受ける児童生徒数推移

| | 言語 | LD・ADHD | |
|-----|-----|---------|------|
| | 小学校 | 小学校等 | 中学校等 |
| 26年 | 78 | 8 | 14 |
| 27年 | 79 | 11 | 16 |
| 28年 | 80 | 15 | 10 |
| 29年 | 68 | 18 | 12 |

対象：言語障害
学習障害（LD）
注意欠陥多動性障害（ADHD）
※中学校はLD・ADHD通級指導教室のみ

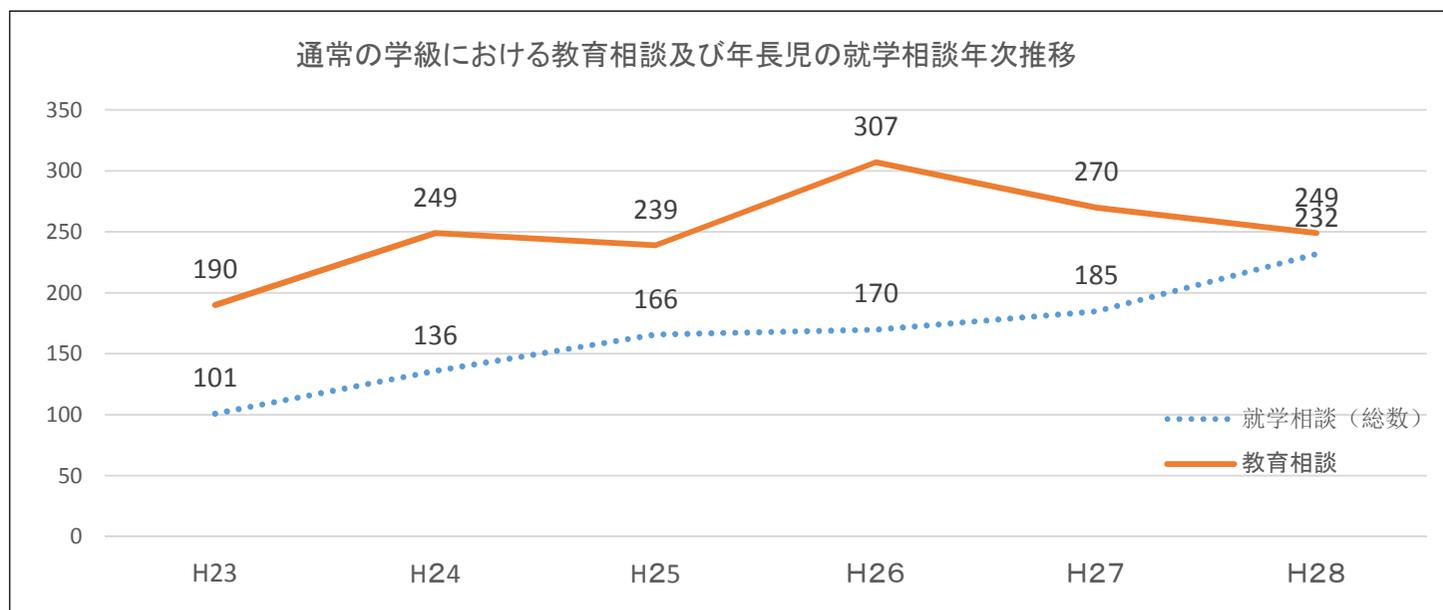
○特別支援教育の充実

①教育相談に当たる職員の増員や専門性向上の取組

病院受診の待機期間が長期化

→相談件数の増加, (相談内容は多種多様)

→相談対応への臨床心理士等の専門性が求められる。



○特別支援教育の充実

②校内支援体制整備の強化に向けた取組

校内支援体制の充実

(校内委員会, 特別支援教育学校コーディネーター, 個別の教育支援計画及び個別の指導計画)



研修等の支援

特別支援教育学校コーディネーター研修会

第1回(4月)

「特別支援教育学校コーディネーターの役割について」

第2回(7月)

講演: 松本秀彦准教授(高知大学)「自閉スペクトラム症等の子どもたちの理解と支援について」

第3回(1月)

「新年度に向けた引き継ぎ」

「平成29年度特別な配慮を必要とする児童生徒に関する実態調査結果」

その他の研修

○法令研修/年次研修/職務等研修専門的・教育研修

特別支援教育は, 学校全体で実施するものであり, 上記の研修により, 全教職員を対象として, 特別支援教育についての概論から「特性の理解やその対応について」「インクルーシブ教育システムの実現に向けて」等について行った。

○校内研修(学校の要請)

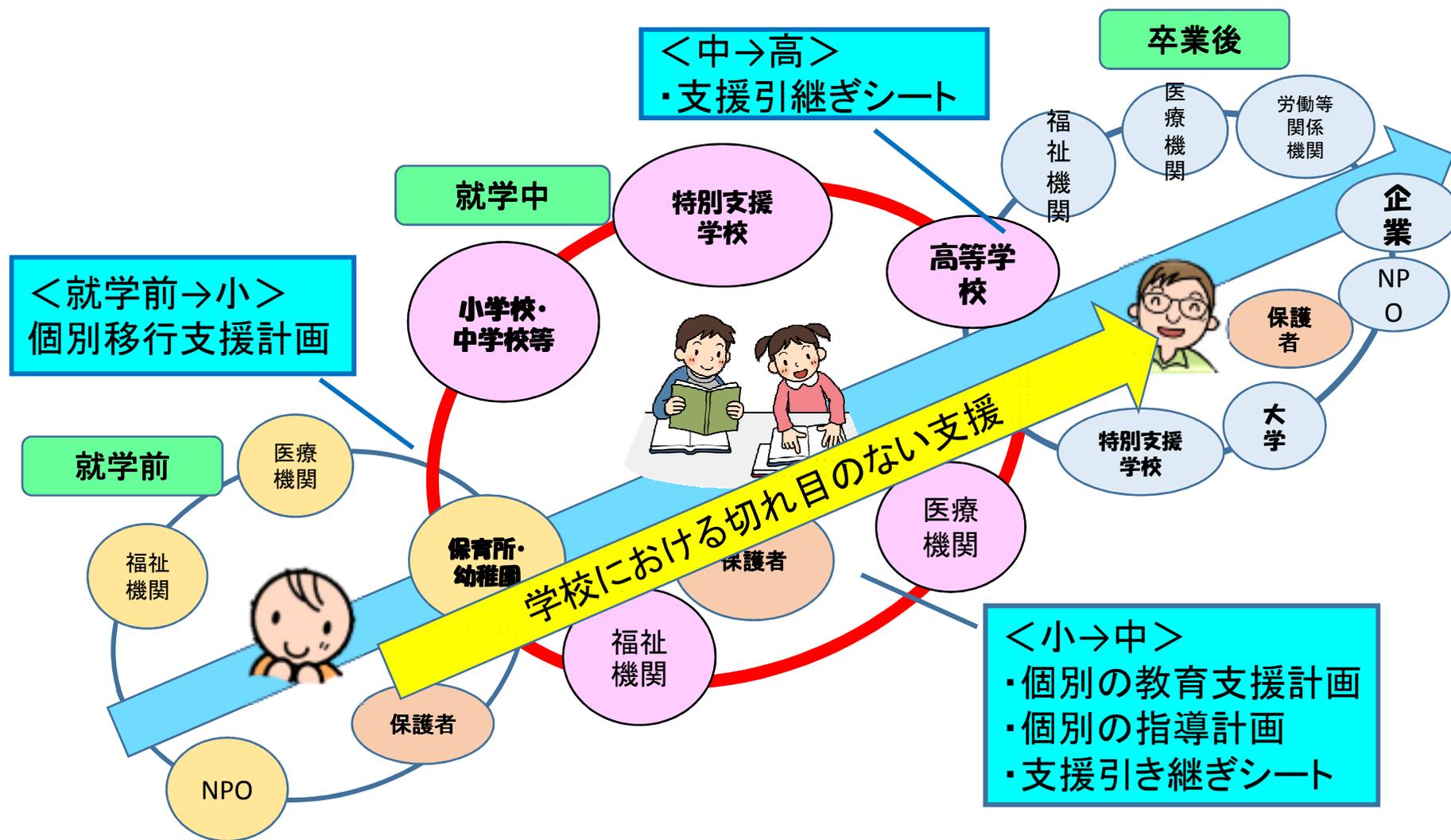
子ども一人ひとりの特性に応じた適切な支援, 障害者差別解消法と合理的配慮等の研修を行った。

○支援会への参加

学校に訪問し, 子どもの実態把握を行うとともに, 個別の指導計画等の見直し

○特別支援教育の充実

③よりよい支援の充実と就学先への支援引継ぎの取組



○特別支援教育の充実

③よりよい支援の充実と就学先への支援引継ぎの取組

・よりよい支援の充実

- ・平成28年度発達障害の診断，判断のある児童生徒の個別の教育支援計画と個別の指導計画作成率
→小学校等 85.1%，中学校等 76.7%
- ・平成30年度 発達障害の診断，判断のある児童生徒の個別の教育支援計画と個別の指導計画作成率
→目標 100%

・就学相談の実施

就学相談のため保育所・幼稚園・認定こども園等を巡回

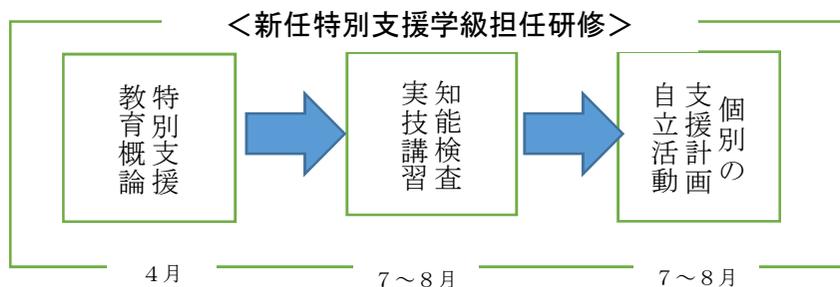
- <5～6月>保育所→ 特別支援担当保育士が配置されている幼児対象で，就学相談の希望者（47園 78名）
 - <6月>幼稚園→ 特別支援担当の教員が配置されている幼児。特別の配慮が必要な幼児。就学相談の希望者（13園 24名）
 - <7月>保育所と認定こども園→ 特別支援担当保育士が配置無の幼児を対象で，就学相談の希望者（37園 54名）。
- ※必要に応じて知能検査の実施や観察，相談のため園を訪問。随時，就学相談をしている。

・支援の引継ぎへの取組

- <4月>特別支援担当保育士研修会にて，個別移行支援計画(就学期)による引継ぎについて説明し周知を図る。
- <12月>保育所・幼稚園等に作成依頼。
- <2～3月>就学先(小学校等・特別支援学校)にて引継ぎ会を実施し，引継ぎを実施する予定。

○特別支援教育の充実

④特別支援学級の専門性の向上を目指した取組

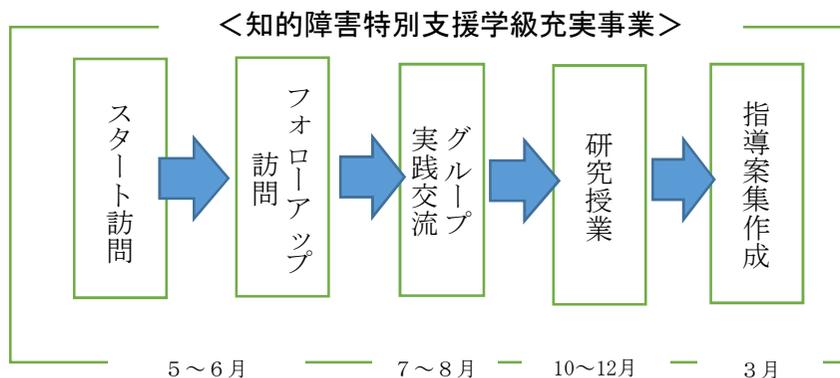


新任特別支援学級研修

- ・初めて特別支援学級になった教員を対象に、特別支援教育に関する知識や理解を習得できる機会を設け、年度当初に集合研修を実施している。

＜成果＞

- ・特別支援教育に関する基本的な概要が、習得できている。

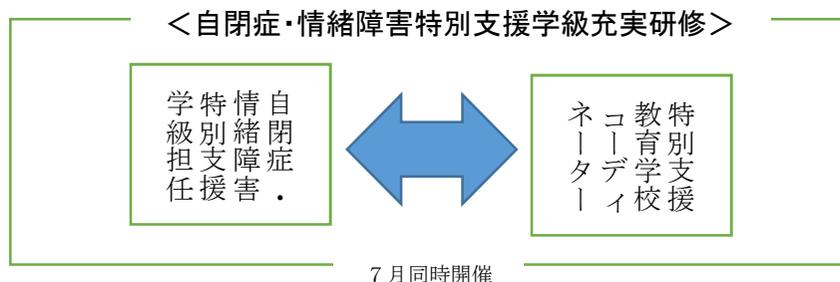


知的障害特別支援学級充実事業（H26～）

- ・知的障害教育は、一人ひとりの能力に合わせて学習内容を組み立てる必要がある、その知的障害教育の質的向上を目指し、領域・教科を合わせた授業形態に取り組んでいる。

＜成果＞

- ・各学校において、年間指導計画・生活単元学習の単元計画や指導内容の充実が図れている。
- ・毎年、本事業の成果物として、指導案集を作成、各校へ配付できた。



（新規）自閉症・情緒障害特別支援学級充実研修（H29～）

- ・自閉症・情緒障害学級在籍児童生徒は、全体の52.9%。校内において、自閉スペクトラム症の対応は一人ひとり異なるため、苦戦している担任も多い。そのため、本年度から特別支援教育学校コーディネーター研修と合同開催を行った。

＜成果＞

- ・研修後、「自閉スペクトラム症の特性に応じた手立てを活用しようと思う」という回答をした受講者が99%であった。

まとめと今後の課題

○特別支援学校及び特別支援学級，通常の学級における教員の特別支援教育に関する理解と専門性の向上を図ります。

○発達障害の診断，判断のある児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率100%を目指します。また，その質的向上，確実な引継ぎを図るために，校内体制の整備とその充実を図ります。

○学校とともに，計画的な支援会の開催等を行い，一人ひとりの教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」が保障できる体制整備の充実を図ります。